



ライフパル

府内町三丁目7-39 ☎573-3770

お気軽にお立ち寄りください!

市民活動および消費生活に関するさまざまな情報を提供しています。

消費生活に関するご相談
(契約トラブル・悪質商法など)
や啓発活動をしています。

NPO、ボランティアなどの市民活動を支援します。

ウッドデッキは野菜市や音楽演奏などのイベントにも活用できます。

■開館時間

火～金曜日/午前9時～午後9時
土・日曜日、祝日/午前9時～午後5時

■休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)

■相談業務

【消費生活に関する相談】

火～金曜日/午前9時～午後6時
土曜日/午前9時～午後4時
※日曜日、祝日は行っていません。

【NPO法人などの市民活動に関する相談】

火～金曜日/午前9時～午後9時
土・日曜日、祝日/午前9時～午後5時



←ライフパルホームページ

地域のつながりでトラブルを防ぐ

豊町二丁目地区のふれあいサロン「もみじの会」のお世話をしている清原京子さん。地域の皆さんが消費者トラブルに巻き込まれないようにと、ライフパルの「消費生活教室」を活用しています。



ふれあいサロン「もみじの会」
代表 清原 京子さん

民生委員や介護相談員も行う。不審者や不審電話などの情報は民生委員でも共有し、地域の防犯対策に活かしている。

月に2回、公民館で開催しているふれあいサロンの参加者は、ほとんどが一人暮らしの高齢者です。ふれあいサロンでは、健康づくりの体操や相続に関する講座などいろいろな活動をしており、消費者トラブルについての講座も毎年定期的に開催するようにしています。ライフパルの「消費生活教室」では、講師が消費者トラブルの実例やその対策を分かりやすく教えてくださり、講座が終わると皆さん口々に「気を付けたいといけないね」と言います。また、「そういえば、この前こんな電話がかかってきてね」と情報交換が始まったり

することもあります。消費者トラブルに巻き込まれるのは高齢者が多く、参加者の皆さんには繰り返しその危険性や対策をお伝えする必要があります。ですので、今後も継続して「消費生活教室」を活用していきたいと思っています。

もし消費者トラブルに巻き込まれたとしても、誰かに相談するというのはなかなかできないですよ。だからこそ、地域の皆さんで見守りをしようということで、トラブルに巻き込まれないように未然に防ぐことが大切だと思っています。特に、話し込んでしまつて消費者トラブルへとつながりやすい電話や訪問には注意が必要です。そのため、「勧誘の電話は必要がなければ切ってくださいね」、「ピンポンが鳴っても、名前を聞かずにドアを開けたらだめですよ」などと繰り返しお伝えするようにしています。また、いつもと様子の違う人がいたらさりげなく話を聞いてみたり、不審者の情報を地域内で共有することも大切ですね。こうした地域の見守りで、消費者トラブルを防いでいけたらと思います。

① ライフパルの取組み

消費生活教室

自治会や地域のサロン、サークルなどに専門家の講師を無料で派遣して、消費者トラブルなどについて、お話しします。地域での集まりや勉強会などに、ぜひご利用ください。



おすすめの講座

悪質商法の被害に遭わないために

インターネットトラブル

消費生活セミナー

ライフパルやコンパルホールなどでセミナーを開催しています。専門家の講師が消費生活に関することや暮らしに役立つ内容などについて、お話しします。



消費生活教育講座

中学校や高校などへの出前講座を行っています。社会に出る前の学生たちに、「契約」や「お金」、「インターネットトラブル」などについて、分かりやすくお話しします。



悪質商法、契約トラブルなどで困ったときは

ライフパル
「消費生活相談専用電話」

☎ 534-6145



ライフパルの
マスコットキャラクター
パルクン

相談に乗るだけでなく、消費者トラブルの解決に向けた具体的な助言や交渉のお手伝いもしています。匿名での相談も可能です。ささいなことでもお気軽にご相談ください。

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご連絡ください。お近くの消費生活相談窓口につながります。

